

社長様、経理担当者様へ

事務所通信

令和4年10月号

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子

〒604-8123 京都市中京区堺町通

四条上る八百屋町 555 番地 303

TEL : 075-366-5944

FAX : 075-744-1600

E-mail : mail@yoshikawa-zei.com

【今月の一言】

国民健康保険料の年間上限額を現状より2万円引き上げるとのニュースが報じられました。社会保険の支払と受給。どんどんと圧迫されていきます。出馬でもしない限り、ニュースを受け止めるしかない私たちは、老後をどのように乗り切っていけばいいのでしょうか。今月は年金について考えてみます。

何歳で受給するのがお得なの？ 年金繰り下げ受給の損益分岐点

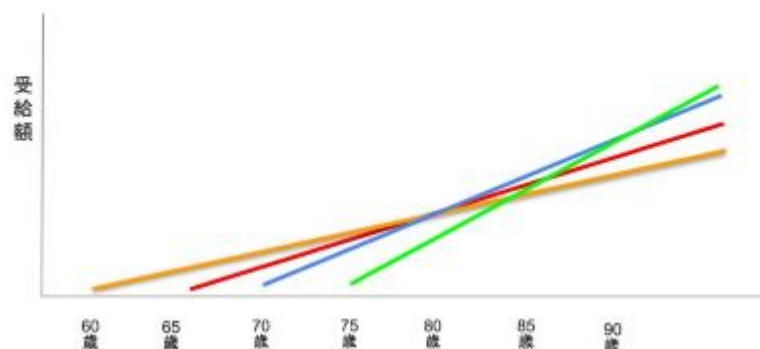
令和4年4月に老齢年金の繰り下げ年齢の上限が70歳から75歳へと引上げられました。これにより、原則は65歳から受給が可能ですが、希望すれば60歳から75歳の間で受給開始時期を自由に選べるようになりました。

とはいえ受給開始を1か月早めるごとに年金額が0.4%減らされ、1か月遅らせるごとに0.7%増えます。

60歳で受け取り始めると、本来の年金額より24%減り、75歳で受け取り始めると84%増える計算となります。

この増減率は固定されるので、「何歳で受け取るのが一番お得なのか？」について考えていきます。

繰り上げ・繰り下げの損益分岐点



65歳で開始した年金と比較すると、損益分岐点は60歳開始が80歳、70歳開始が81歳、75歳開始が86歳となります。

結果75歳で開始し、86歳以降も生き続けることが総受給額では最大のメリットとなりますが、逆に受給開始直後や繰り下げ待機中に亡くなってしまうリスクもあります。その場合、遺族は未支給年金を受け取ることができますが、本来の年金額となってしまいます。



2020年の日本人の平均寿命は男性が81.64歳、女性が87.74歳です。さらに健康で活動できる年齢はもっと短いかもしれません。

特に75歳まで繰り下げた場合のメリットを最大限享受できるのは91歳になったときです。

ご自身のライフプランや家族構成など様々な事情があり、何歳を受給開始にするのか決めることは非常に難しい問題です。いつまで働き続けることができるのか。気力や体力の問題もあるでしょう。ただ65歳以降も厚生年金に加入し続けることができれば年金額は増えていきます。

66歳以降は1か月単位で受給開始時期を選択することができます。

また、老齢厚生年金だけを受取り、老齢基礎年金だけを繰り下げるという選択肢もあります。

ご自身やご家族皆様が不安なく、健やかな老後を迎えるために、今から準備できることや様々な制度を知るきっかけの一助となれば幸いです。

